下線部は改正部分

		下級司がより、正司が万
変更後中長期目標(案)	現行中長期目標	備考(理由)
3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	3. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
3. 1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所	3. 1 研究開発成果を最大化し、イノベーションを創出する研究所	
運営システムの構築・運用	運営システムの構築・運用	
(3) 関係機関との連携強化等による、研究成果の社会還元の推進	(3) 関係機関との連携強化等による、研究成果の社会還元の推進	
(前略)	(前略)	
特に、外部機関との連携にあたっては、個々の研究者同士の共同研	特に、外部機関との連携にあたっては、個々の研究者同士の共同研	
究を実施するだけではなく、組織対組織の連携を強化し、研究所内外	究を実施するだけではなく、組織対組織の連携を強化し、研究所内外	
の知識や技術を融合・活用することでオープンイノベーションの推進	の知識や技術を融合・活用することでオープンイノベーションの推進	
に資する。	に資する。	
産業界との連携にあたっては、組織的かつ大型の共同研究等の取組	産業界との連携にあたっては、組織的かつ大型の共同研究等の取組	
を強化することで、外部資金を獲得・活用しつつ、自らの研究シーズ	を強化することで、外部資金を獲得・活用しつつ、自らの研究シーズ	
の社会還元を行う。その際、イノベーション創出を促進し先導する観	の社会還元を行う。その際、イノベーション創出を促進し先導する観	
点から、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平	点から、研究所の知的財産の管理・活用、法人発ベンチャーの育成・	
成20年法律第63号)に基づき、研究所の研究成果について、事業活	支援のための組織的な取組を強化する。	
動において活用等する者並びに民間事業者への移転及び共同研究のあ		
っせん等により活用を促進する者に対する出資並びに人的及び技術的		
援助の業務等を行うことにより、研究所の知的財産の管理・活用、法		
人発ベンチャーの育成・支援のための組織的な取組を強化する。		
大学との連携にあたっては、複数の分野の研究者が流動性を持ちな	大学との連携にあたっては、複数の分野の研究者が流動性を持ちな	
がら、組織的に連携するハブとしての機能を研究所が中心となって構	がら、組織的に連携するハブとしての機能を研究所が中心となって構	
築し、それぞれの強みを活かしつつ組織や分野の壁を越えた融合研究	築し、それぞれの強みを活かしつつ組織や分野の壁を越えた融合研究	
を展開する場を構築することで、研究所及び連携先の大学による新た	を展開する場を構築することで、研究所及び連携先の大学による新た	
な革新的研究シーズの創出につなげるとともに、当該ハブ機能を中核	な革新的研究シーズの創出につなげるとともに、当該ハブ機能を中核	
として地方自治体や地域産業との連携を強化し、成果の社会還元につ	として地方自治体や地域産業との連携を強化し、成果の社会還元につ	
なげる。	なげる。	
(後略)	(後略)	